

さくら福祉保健事務組合告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項及びさくら福祉保健事務組合病院の設置及び管理運営に関する条例(平成 7 年条例第 1 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、条例第 18 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 17 日

さくら福祉保健事務組合

管理者 五泉市長 田邊 正幸

1 指定を受けた者の名称及び所在地

名 称 医療法人社団真仁会 理事長 佐藤 弥生

所在地 新潟県五泉市太田 489 番地 1

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 南部郷厚生病院

所在地 新潟県五泉市愛宕甲 2925 番地 2

3 管理を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで